

中級編

“快適”をどう伝える？その一言が違反になる前に ～景品表示法・薬機法の基礎から実務対応まで～

繊維製品の機能性訴求表示は商品の魅力を伝えるうえで欠かせない表現です。しかし、その「表現の一言」が景品表示法や薬機法に抵触するリスクを含んでいることもあります。本セミナーでは主に景品表示法（優良誤認）・薬機法・各業界ガイドラインを対象に、表示・訴求において注意すべき法令のポイントから、実際に寄せられるご質問事例、最近の違反動向まで実務に直結する内容をわかりやすく解説します。自社の商品訴求を見直すきっかけとして、ぜひご活用ください。

＜このような方にオススメ＞

- ・繊維製品に係る品質管理／商品企画／営業／マーケティング担当者

開催日

2025年12月9日（火）

時間

14：00～16：30（受付開始13：30）

場所

ボーケン東京本部ビル 5Fセミナールーム
〒135-0001 東京都江東区毛利1-12-1

BOKEN発行冊子
「機能性素材の評価試験法（第5版）」付！

スケジュール

13：30～

受付開始

14：00～16：00

セミナー「“快適”をどう伝える？
その一言が違反になる前に」

16：00～16：30

質疑応答

ワークショップ形式で
実際の表示例を題材にした
ディスカッションも
実施します！



受講料

8,800円（消費税込）

※受講料につきましては恐れ入りますが、12月4日（木）までに銀行振り込みにてお支払いください。参加申込みをされたお客様に弊機構から請求書をお送りさせていただきます。なお、諸事情により事前のお振込みが難しい場合は弊機構営業担当者までご連絡ください。

定員

20名 ※定員になり次第、締め切り

お申し込み



弊機構のHPに直接、又は二次元バーコードにてお申し込み専用フォームへアクセスして頂きお手続き下さい。

URL：

https://qnfb.f.msgs.jp/webapp/form/21310_qnfb_1034/index.do

締め切り

2025年12月2日（火）

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。